

山梨県大村智人材育成基金
平成30年度 山梨県若者海外留学体験人材育成事業
Q & A

Q 海外大学、大学院等への進学は補助の対象になりますか。

A 県内の学校に在籍していることが応募要件のため、対象外となります。

Q 応募資格に、「留学先の学校等において学習・研究を行うに足りる外国語能力がある者」とありますが、語学が堪能でなければ応募できませんか。

A 留学計画によっては必ずしも語学が堪能でなくても、留学可能なものもあると思いますので、高度な語学を身に付けていることは必須要件ではありません。

Q 現地で、主な活動の他に語学学校に通う計画でいますが、応募できますか。

A 外国語習得のみを目的とした留学は対象外ですが、語学研修が計画の一部に含まれていることは問題ありません。なお、語学学校の授業料等は補助対象になりません。

Q 留学が年度をまたがる場合は、応募できますか。

(例 留学期間が平成30年9月～平成31年8月の場合等)

A 応募できます。なお、その場合であっても、補助対象になる経費は、平成31年3月31日(日)までに支払いを完了するものです。

Q 応募の時点で受入先・滞在先は決定している必要がありますか。

A 応募時に受入先・滞在先が必ずしも決定している必要はありませんが、具体的な候補を決め、打診をしておくなどの準備は必要です。選考では計画の実現可能性や安全性の確保も判断基準となるため、なるべく早く決定していることが望ましいです。

また、受入先・滞在先が応募の段階と大きく異なり、留学の効果が低くなってしまうと判断された場合には、採用が取消になる可能性があります。

なお、留学先からの受入を証明する書類等を受理、審査するまでは、内定扱いとなります。

Q 推薦書について、必ず学長・校長の推薦を受けなければなりませんか。

A 必ず学長・校長の推薦を受けてください。

Q 推薦書の推薦理由は、学長・校長に記入してもらう必要がありますか。

A 担任の先生や指導教官、クラブ指導者等の学校関係者に記入していただければ大丈夫です。

Q 受け入れを認められたことを証明する書類とはどのような書類ですか。

A 留学できることが確認できる、通学または活動する受入機関の「受入許可証」です。

Q 提出する書類は、手書きでないとはいけませんか。

A ワープロ打ちでも結構です。

Q 留学後に提出する報告書は、公開されるのでしょうか。

A 本事業の広報のため、報告書の他、留学生の氏名、在籍校、留学先、留学先での様子が分かる写真等の情報を県ホームページに掲載したり、報道機関に提供することがあります。

Q 支払いを証する資料をなくした場合は、どうなりますか。

A 補助対象経費として認められませんので、領収書等は大切に保管してください。

Q 大学生等コースで、留学期間が1年に満たない場合は、応募できませんか。

A 原則として1年間（長期休業期間も含む）の留学が対象となります。1年に満たない留学であっても、例えば、アメリカの学校であれば、9月から翌年度6月初旬までの授業期間に留学し、6月～8月の夏期休業期間には日本に帰国している場合でも対象となります。受入先の事情等により応募ができる場合がありますので、相談してください。

Q どのような留学が対象となりますか。

A 語学の勉強以外に、国際的な視野と高度な知識・技能を身につけるための留学が対象となります。平成 28 年度に補助対象となった方の留学目的は次のとおりです。海外の大学以外にも、専門学校や海外企業に留学した人もいます。

高校生コース 科学、ラグビー、異文化交流、産業・サービス、海外の教育手法、歴史・自然・文化

大学生等コース 電子技術、地下水の水処理技術、治水技術、食育・環境・文化、アメリカの教育手法の習得、取材・新聞作成のスキル、ホテル経営、ブライダル、教育現場・教育施設の調査、異文化理解

Q 平成 31 年 1 月に留学で飛び立つ予定ですが、平成 31 年度の募集に応募できますか。

A 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に留学を開始する方は、平成 30 年度募集の対象者となりますので、平成 31 年度の募集には応募できません。

留学先がまだ決まっていない場合は、内定という形になりますが、入学許可書を受領したら正式に決定となり補助金の申請ができますので、平成 30 年度の募集に応募してください。

Q 将来、返還する必要がありますか。

A 補助金になりますので、返還の必要はありません。ただし、募集要項に定める補助金交付の取り消し及び返還に該当する場合は、返還を求める場合があります。